

自動車関係諸税の抜本改革を求める要望意見書

自動車は国民の生活必需品であるにもかかわらず、取得、保有、走行の各段階で複雑かつ過重な税負担がかけられており、一般財源化による課税根拠の喪失や不条理な二重課税といった多くの課題が残されています。そのため、社会保障と税の一体改革に伴う税制抜本改革法第7条に記された、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行うという文言に沿って、確実な負担軽減措置が講じられなければなりません。

日本経済は緩やかに回復基調が続くものの、長期デフレからの脱却、経済好循環の実現に向けて道半ばの状況であり、正念場を迎えており、地方の活性化が急務となっています。

自動車は地方における生活の重要な足であり、自動車産業は地方の経済や雇用を支える屋台骨であること、加えて、高齢化社会においても、誰もが自由で安全な移動を享受するためには、最新技術が搭載された自動車が社会に普及することが不可欠であり、不条理な自動車関係諸税の簡素化、負担の軽減を求める取り組みは、住みやすい日本社会を維持し、持続的な発展を続けるために重要な取り組みであります。

よって、国及び関係機関におかれましては、地方財源の減収に配慮しつつ、自動車関係諸税の抜本的改革を実現すべく、平成31年度税制改正に当たり、下記の事項について実行されるよう強く要望いたします。

記

- 1 自動車重量税の当分の間税率を廃止し、自動車税、軽自動車税（四輪車等・二輪車）の負担軽減措置を講ずるとともに、環境性能割についても、環境変化を鑑みた負担軽減措置を講ずるなど、車体課税の抜本的な見直し、簡素化、負担の軽減を図ること。
- 2 複雑な燃料課税について、当分の間として措置される税率を廃止し、タックス・オン・タックスを解消するなど、抜本的な見直し、簡素化、負担の軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長